

(保 97)

平成23年7月20日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長

中 川 俊 男

平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う
医薬品の長期処方 of 自粛及び分割調剤考慮の終了について

今般の大震災により、製薬会社の工場などが被災し、一部の医薬品が生産中止になったものがありました。

このような状況下で、医薬品の長期処方、それに伴う調剤が行われると、被災地域に必要な医薬品が供給できなくなる懸念があったことから、平成23年3月17日付けで厚生労働省保険局医療課から事務連絡が出され、被災地域への医薬品供給を優先に考え、最適な医療を確保しつつ、当面、長期処方の自粛や分割調剤を考慮するなど、必要最小限の最適な処方・調剤に努めるよう協力を要請して参りました。

また、厚生労働省と共同でポスターを作成し、日医ニュースに折り込み、会員医療機関の待合室などに貼っていただき、患者の方々にもご理解とご協力をお願いして参りました。

その後、各製薬会社の生産設備の復旧、生産拠点の変更、緊急輸入の対応等により、多くの医薬品の安定供給が確保されつつあることから、未だ十分な供給体制にない中外製薬の「マドパー配合錠」や「リボトリール錠」等の一部の医薬品（別添2参照）を除き、長期処方の自粛および分割調剤の考慮の要請を7月末日をもって終了する旨の事務連絡が厚生労働省保険局医療課より発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、個別に長期処方の自粛をお願いしておりました「チラーヂン」及び使用の制限・代替品の使用等をお願いしておりました「エンシュア・リキッド」等につきましても、従前の使用方法に対応可能な供給状況に回復しつつあることから、併せて長期処方の自粛や使用制限を終了いただきますようお願いいたします。

一方、昨年秋に日本医師会で実施いたしました「長期処方についてのアンケート調査」（別添3参照）におきまして、長期処方が理由で病状が重篤化した深刻な事例も少なくないとの結果が出ております。

したがいまして、長期処方のある方につきましては、改めてこの機会に、医師の責務として適切な処方期間を確保するよう努めていただきたくお願い申し上げますとともに、国の責任として、中医協等において、しっかりと調査をし、実態を正確に把握した上で、長期処方を法的に規制すべきかどうかなどについて議論し、方向性を決定すべきと主張していく所存であります。

つきましては、本件を貴会会員に周知くださいますようご高配方よろしくお願い申し上げます。

(別添資料)

1. 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(その2)

(平成23年7月12日 厚生労働省保険局医療課事務連絡)

2. 現時点(7月13日時点)で引き続き長期処方自粛及び分割調剤の考慮が必要な品目(平成23年7月13日 厚生労働省医政局経済課)

3. 長期処方についてのアンケート調査報告

(平成22年12月8日 日本医師会)